

第 58 号 令和 7 年 12 月 1 日受理 健康福祉常任委員会付託

件 名 医療機関の事業と経営維持のために診療報酬の充分な引き上げを求める意見書の提出について

要 旨

病院をはじめとする医療機関の診療報酬は、2024年6月に改定されたものの、その改定率は0.88%にとどまり、物価や人件費の上昇に対応できるものにはなっていない。全国各地で国立、公立、民間など設立母体を問わず、医療機関の経営が深刻化している。帝国データバンクの「医療機関の倒産・休廃業解散動向調査（2024年度）」の倒産件数は64件（前年55件）で過去最高を更新し、倒産の主因は「収入の減少」で64.1%をしめている。

このような状況で、医療機関では人手不足が深刻化している。医療従事者の確保が出来ず病棟閉鎖をしている病院、給与が上がらないことで医療現場を離れて他産業に流れる状況がうまれ、医療機関の経営がさらに悪化する悪循環が生じている。

6病院団体（日本病院会・全日本病院協会・日本医療法人協会・日本精神科病院協会・日本慢性期医療協会・全国自治体病院協議会）は2025年9月2日に緊急要望を提出している。要望書は「医業収益を上回る医療費用の伸びにより、医業利益で7割、経常利益で6割の病院が赤字となっている。この状況では、医療・介護に従事する職員の賃金を他産業と同じように上げる事ができない。また、病棟閉鎖による地域医療の崩壊がおこってしまう」として、緊急に病院への支援策を講じ、2026年度診療報酬改定率については10%超が必要であるとしている。

以上の趣旨から、千葉県においても、地域医療の崩壊を防ぎ、医療機関の事業と経営維持のために、診療報酬の充分な引き上げを求める意見書を国に提出願いたい。